［削る］

別表第二（第九条関係）

	事項	業務の範囲
一	特定計量器の種類	一　非自動はかり イ　車両用はかり ロ　イに掲げる以外の非自動はかり 二　燃料油メーター（自動車の燃料タンク等に燃料油を充塡するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る。）
二	地域ブロックの区分	一　北海道・東北ブロック 二　関東・甲信越ブロック 三　東海・北陸ブロック 四　近畿ブロック 五　中国・四国ブロック 六　九州・沖縄ブロック

備考　この表において、地域ブロックの区分は、次の各号に定める都道府県の区分とする。

一　北海道・東北ブロック　北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び福島県

二　関東・甲信越ブロック　新潟県、長野県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県

三　東海・北陸ブロック　静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県及び福井県

四　近畿ブロック　滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及び兵庫県

五　中国・四国ブロック　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、香川県及び愛媛県

六　九州・沖縄ブロック　福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

別表第三（第十条関係）

指定の区分	検定設備			検定を実施する者
	名称	性能	条件	人数
非自動はかり	［略］	［略］	［略］	一般計量士を三名以上含む六名
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第二十三条　第二十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二一一又はX六二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［新設］

別表第二（第十条関係）

指定の区分	検定設備			検定を実施する者
	名称	性能	条件	人数
非自動はかり	［略］	［略］	［略］	二名
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］